## ○文部科学省令第十八号

学 <del>,</del>校 教育 法 (昭 和二十二年 法律第二十六号) 第三十三条、 第四十八条、 第四十九 条の七、 第六十八条及び

第七十七条の規定に基づき、 学校教育法施行規則の一 部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法 施 行 規則 (昭 和二十二年文部省令第十一 号) の 一 部を次のように改正する。

第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の四 小学校において、学齢を経過した者のうち、 その者の年齢、 経験又は勤労の状況その他 (T)

実情 に応じた特別の指導を行う必要が あるものを夜間その 他 特別  $\mathcal{O}$ 時 間 に お いて教育する場合には、 文部

科学大臣 が 别 に 定めるところにより、 第五 十条第一 項、 第五 十 一 条 (中学校連携型小学校にあつては 第五

の三、 第七 十 九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七 十九条の十二に お て

準用する第七十九条の五第一 項) 及び第五十二条の規定にかかわらず、 特別の教育課程によることができ

第七 十九条中 「第五十六条の二まで」の下に 「及び第五十六条の四」 を加える。

第七十九条の六及び第百八条第一項中「第五十六条の三」を「第五十六条の四」に改め、 「第五十六条の

二」の下に「及び第五十六条の四」を加える。

第百三十二条の四の次に次の一条を加える。

第百三十二条の五 特別支援学校の小学部又は中学部において、 学齢を経過した者のうち、 その者の年齢、

経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その 他 特別 の時 間 にお

いて教育する場合には、 文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条、第百二十七条及び第百

二十九条の規定にかかわらず、 特別の教育課程によることができる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。